



県 章

滋賀県公報

令和 7 年（2025 年）
10 月 3 日
第 654 号
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

○ 告 示

※知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類指定（子ども若者政策・私学振興課）	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定（障害福祉課）	2
道路の供用開始（道路保全課）	2

○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告（中小企業支援課）	3
所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告（農政課）	3
公共測量実施公告（用地事業支援課）	6
都市計画変更案縦覧公告（都市計画課）	7
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告（都市計画課）	8

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（湖東）	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（湖東）	8
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（湖北）	8
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（湖北）	9

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告（大津・南部）	9
----------------------	---

○ 教育委員会訓令

※滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正（教育総務課）	9
---	---

告 示

滋賀県告示第347号

平成13年滋賀県告示第183号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類指定）の全部を次のように改正する。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 私立学校法（昭和24年法律第270号）第19条第1項の規定により知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部としてまたはこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次項に掲げるものであって、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。
 - (1) 経営が投機的に行われるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各項（第2項、第3項および第12項を除く。）に規定する営業およびこれらに類似する方法によって経営されるもの
 - (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
 - (4) 自己の名義をもって他人に行わせるもの
 - (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
 - (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によって経営されるもの
- 2 収益事業の種類は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次

項において「日本標準産業分類」という。）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業
- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」および「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」および「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

3 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載するものとする。

付 則

この告示は、令和7年10月3日から施行する。

滋賀県告示第348号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。
令和7年10月3日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童発達支援・放課後等デイサービスエンジェル栗東下鉤	栗東市下鉤524-1	合同会社プレジール	栗東市安養寺一丁目2番地7	児童発達支援放課後等デイサービス	令和7.10.1	2551200229
放課後等デイサービスにじいろクラブそら	甲賀市水口町虫生野1106-1	株式会社水口スポーツセンター	甲賀市水口町北内貴77番地	放課後等デイサービス	令和7.10.1	2551400217

滋賀県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和7年10月3日から令和7年10月17日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月3日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道365号	米原市野一色字村ノ内327番5地先から 米原市間田字八反田574番3地先まで	令和 7. 10. 3	L = 321. 6m

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス下鈎店 栗東市下鈎字中雁杭896番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号 代表取締役 横山英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社コスモス薬品 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号 代表取締役 横山英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和 8 年 5 月17日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1, 341. 3平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 66台
- 7 駐輪場の収容台数 33台
- 8 荷さばき施設の面積 67. 5平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 13. 5立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9 時から21時45分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8 時45分から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 2 か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6 時から22時まで
- 14 届出年月日 令和 7 年 9 月16日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
 - (2) 縦覧期間 令和 7 年10月 3 日から令和 8 年 2 月 3 日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 8 年 2 月 3 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 申請に係る農地の所在等
 - (1) 所在および地番 彦根市普光寺町字榎ノ木立346番、彦根市普光寺町字久保152番、彦根市普光寺町字北高木38番
および彦根市普光寺町字野入452番 1
 - (2) 地目 田
 - (3) 面積 3, 150㎡、495㎡、1, 388㎡および1, 575㎡
 - (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明
- 2 申請に係る農地の利用の現況 耕作予定者が、当該地を農地利用集積円滑化事業により借り受け、農地中間管理

事業への一括承継を経て利用権を有していたが、契約期間の途中において所有者が死亡し、かつ、相続人が不明であることが判明していたため、今般、契約期間が満了したことから、本制度を活用し、今後も耕作予定者が耕作の継続を予定している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、米、麦、大豆等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は地域計画区域内の農地であり、当該農地の耕作予定者は、当該地域計画において当該農地を担う者として定められていることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。

5 希望する利用権の始期等

(1) 始期 令和7年12月1日

(2) 存続期間 5年1か月

(3) 借賃に相当する補償金の額 76,416円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和7年10月17日(金)

(2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年10月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 申請に係る農地の所在等

(1) 所在および地番 彦根市普光寺町字海野403番

(2) 地目 田

(3) 面積 3,029㎡

(4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 従来の耕作者が、当該地を農地利用集積円滑化事業により借り受け、農地中間管理事業への一括承継を経て利用権を有していたが、契約期間の途中において所有者が死亡し、かつ、相続人が不明であることが判明していたため、今般、契約期間が満了したことから、本制度を活用し、地域計画において当該地の耕作者として位置づけられた者が今後も耕作を継続することを予定している。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、米、麦、大豆等の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は地域計画区域内の農地であり、当該農地の耕作予定者は、当該地域計画において当該農地を担う者として定められていることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。

5 希望する利用権の始期等

(1) 始期 令和7年12月1日

- (2) 存続期間 5 年 1 か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 37,860円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和 7 年10月17日（金）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077－528－3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確知することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確知することができない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があったので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第38条第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 甲賀市信楽町神山字真黒247番 1、甲賀市信楽町神山字真黒247番 2、甲賀市信楽町神山字宮ノ元2181番および甲賀市信楽町神山字宮ノ元2182番
- (2) 地目 田
- (3) 面積 2,146㎡、160㎡、1,087㎡および680㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 所有者の利用がなくなった後は、耕作予定者による保全管理が行われていた。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細 本裁定後、借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、水稻の栽培を行う。

4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由 当該農地は、地域計画区域内の農地であり、当該農地の耕作予定者として定められている者は、当該地域計画において当該農地を担う者として定められていることから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程 3－1 および所有者等不明農地の取扱い要領第 3 条の規定に基づく基準に適合するものである。

5 希望する利用権の始期等

- (1) 始期 令和 7 年12月 1 日
- (2) 存続期間 10年 1 か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 70円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和 7 年10月17日（金）
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話番号 077－528－3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請の公告

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構から所有者等を確認することができない農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年10月3日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 申請に係る農地の所在等

- (1) 所在および地番 東近江市市辺町字萱野3830番および東近江市市辺町字萱野3791番
- (2) 地目 田および畑
- (3) 面積 841㎡および105㎡
- (4) 所有者等の情報 登記名義人が死亡し、その相続人が不明

2 申請に係る農地の利用の現況 個人が耕作していたが、その者が離農した後は、耕作予定者が管理していたが、当該農地の所有者の死亡および相続人を確認することができないことが確認された。当該農地は、耕作予定者が現在も管理しており、耕作の継続を予定している。**3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細** 本裁定後、借受希望者にこの申請に係る農地を貸し付け、米、麦、大豆および野菜の栽培を行う。**4 申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第8条第2項第1号に規定する基準に適合すると認められる旨およびその理由** 東近江市市辺町字萱野3830番の田は、地域計画区域内の農地であり、当該農地の耕作予定者が、当該地域計画において当該農地を担う者であること、一方、同所3791番の畑については、地域計画区域に隣接する地域計画区域外の農地であるが、今後の地域計画の策定に支障をきたすおそれがないこと、および担い手への集積・集約に資することが確認できたことから、公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金が定める農地中間管理事業規程3-1および所有者等不明農地の取扱い要領第3条の規定に基づく基準に適合するものである。**5 希望する利用権の始期等**

- (1) 始期 令和7年12月1日
- (2) 存続期間 5年1か月
- (3) 借賃に相当する補償金の額 425円

6 意見書の提出 申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限 令和7年10月17日(金)
- (2) 提出先 滋賀県農政水産部農政課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-3815
- (3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地ならびに代表者の氏名)

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年10月3日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 作業の種類 公共測量(基準点測量)**2 作業の地域** 近江八幡市大中町**3 作業の期間** 令和7年7月14日から令和7年12月22日まで**公共測量実施公告**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、農林水産省近畿農政局東

近江農地整備事業所長 中野 裕嗣から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量、用地測量）
- 2 作業の地域 東近江市上羽田町
- 3 作業の期間 令和 7 年 8 月 2 日から令和 8 年 3 月14日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 高島市今津町酒波、今津町日置前、今津町岸脇、今津町福岡、今津町桂、今津町深清水
- 3 作業の期間 令和 7 年 9 月 2 日から令和 8 年 7 月10日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 蒲生郡日野町鎌掛
- 3 作業の期間 令和 7 年 9 月12日から令和 7 年12月 8 日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所長 田崎 祥二から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 大津市朝日が丘一丁目
- 3 作業の期間 令和 7 年 9 月17日から令和 7 年11月28日まで

公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業の地域 犬上郡多賀町大君ヶ畑
- 3 作業の期間 令和 7 年10月 6 日から令和 7 年12月23日まで

都市計画変更案縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第18条の規定に基づき彦根長浜都市計画道路を次のとおり変更しようとするので、同法第21条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 都市計画の種類 彦根長浜都市計画道路 3・4・19号 原松原線および3・4・20号 原長曽根線

2 都市計画を変更する土地の区域 彦根市原町

3 都市計画の案の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

彦根市都市政策部都市計画課 彦根市元町4番2号

なお、令和7年10月3日から令和7年10月17日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/oshirase/338733.html>)でも閲覧することができる。

4 縦覧期間 令和7年10月3日から令和7年10月17日まで

上記の縦覧に係る事項について意見のある者は、縦覧期間満了の日までに滋賀県知事に意見書を提出することができる。

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

長浜市が令和7年10月3日に決定した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和7年10月3日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第9号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年10月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
レッツ倶楽部たかはし高宮町	彦根市高宮町903番地1レマールージュ店舗1号室	株式会社たかはし代表取締役 高橋佑果	守山市川田町413番地の2	通所介護	令和7.10.1	2570201794

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第10号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年10月3日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 平野 雅 穂

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションらく	彦根市西今町138番地	医療法人遙山会理事長 上ノ山一寛	彦根市西今町138番地	訪問看護介護予防訪問看護	令和7.10.1	2560290344

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第17号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	申請者の名称およ び代表者の氏名ま たは開設者の氏名	主たる事務所 の 所 在 地	サービ スの 種 類	介 護 保 険 事業所番号	廃止年月日
訪問看護ス テーション あやめ長浜	長浜市平方南 町94メゾンル ミエール201 号室	株式会社ファースト ナース 代表取締役 橋本真 奈歩	東京都港区新 橋二丁目12番 16号	訪問看護 介護予防訪 問看護	2560390276	令和 7 . 10 . 1

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第 1 項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 嶋 村 清 志

事 業 所 の 名 称	事業所の 所 在 地	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	指 定 障 害 福 祉 サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ほっとはー とケアサー ビス	長浜市高月町 柳野中91番地	株式会社ほっ とはーと	長浜市高月町 柳野中91番地	居宅介護	令和 7 . 10 . 1	2510300920

農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、真野北部土地改良区の定款の変更は、令和 7 年 9 月25日に認可した。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 畑 中 隆 行

教 育 委 員 会 訓 令

滋賀県教育委員会訓令第 5 号

滋賀県教育委員会における特殊の考慮を要する会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年滋賀県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年10月 3 日

滋賀県教育委員会教育長 村 井 泰 彦

別表第 1 (11)の項中「1, 050」を「1, 080」に改める。

付 則

この訓令は、令和 7 年10月 5 日から施行する。

